【一括納入契約（委託）】

売　買　契　約　書　（　案　）

件　名

平成　　年　　月　　日

売　買　契　約　書

１　契　約　番　号　　第　　－　　号
２　件　　名
３　物品名及び数量　　別添内訳書のとおり
４　仕　　様　　別添内訳書のとおり
５　契　約　金　額　　金　　円
（うち消費税額等　　円）
６　納　入　期　限　　平成　　年　　月　　日
７　納　入　場　所　　国際協力機構指定倉庫

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　　（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは
頭書の物品の売買契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）
第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
（納　　品）
第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に納入しなければならない。
２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添納入条件によるものとする。
（輸出貿易管理令）
第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の納期について別途定めることができる。
３　発注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。受注者は、発注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。
４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関する損害については、受注者が負担する。
５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。
（検　　査）
第４条　受注者は、契約物品の納入に先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納入しなければならない。

（納入方法）

第５条　受注者は、第２条第２項及び第４条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより納入場所に搬入し、発注者が検収したときをもって納入を完了したものとする。

（危険負担）

第６条　前条に定める納入場所に搬入が完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は､受注者は､速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第９条　発注者は、第５条による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１０条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（納期延長）

第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の納入期限内に当該物品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で納期延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その納期延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１２条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は私的独占の禁止及び独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者

は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１４条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１２条による納期延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた納入期限内に契約物品を納入しないとき、又は発注者が納入を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは会社整理、特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらの申立をしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（６）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。

（７）受注者が第１２条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。

２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは､受注者は､発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（消費税額等）

第１５条　契約金額のうち消費税額等は、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約金額に１０５分の５を乗じて得た消費税額及び地方消費税額の合計額である。

（発注者の事務委任）

第１６条　発注者は、第４条に定める検査の一部を、第三者に委任することができるものとする。

（契約の公表）

第１７条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（１）第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（２）受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

（紛争の解決方法）

第１８条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第１９８条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町５－２５
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　　事

受注者

別添

【納入条件】

本内訳書の機材は、第２条第４項により次のことを満足するものとする。

１　提出資料：

カタログ	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部
取扱説明書	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部
パーツリスト	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部
試験成績書	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部
図　　面	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部
その他	（英・　・和文）同梱	部	ＪＩＣＡ提出	部

２　電源仕様：

単相　電圧（　　Ｖ）　周波数（　　Ｈｚ）　プラグ形状（　　）

三相　電圧（　　Ｖ）　周波数（　　Ｈｚ）　プラグ形状（　　）

上記以外の場合は内訳書に記載のとおりとする。

３　マーキング：

梱包ケースの両サイドには、以下のマークをつけること。

（1）ケース・マーク（黒字）

（宛先）＿＿＿＿＿＿＿＿

ＪＩＣＡ

（仕向地）＿＿＿＿＿＿＿＿

C/NO.

（2）サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY
THE GOVERNMENT OF JAPAN

COOPERACION TECNICA POR
EL GOBIERNO DEL JAPON

COOPERATION TECHNIQUE PAR
LE GOUVERNEMENT DU JAPON

日本国政府技术合作

(3)CAUTION/CARE MARK(TOP MARK 等)

４　銘　板：

英文品名、製造番号、製造年月、使用電源、メーカー名を明記した銘板を取り付けること。